

令和 7 年分  
(栃木県)

農業投資価格の金額表

租税特別措置法第 70 条の 6 第 2 項に規定する農地等についての相続税の納税猶予額  
算定の基礎となる農業投資価格は、次表のとおりです。

(10 アール当たり)

| 都道府県 | 地目 | 田     | 畑     |
|------|----|-------|-------|
|      |    | 千円    | 千円    |
| 栃木県  |    | 6 2 0 | 5 0 0 |